

令和2年4月1日から 「資源有効利用促進法」の省令一部改正に伴い 「識別表示」のルールが変わります。

変更点1

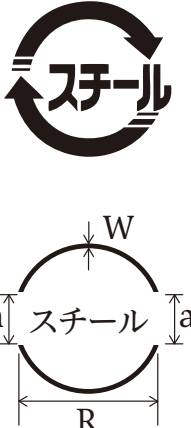
スチール缶、アルミ缶、PET ボトルの識別マークのサイズがプラ・紙
と同等のサイズにまで縮小可能になりました。

①省令改正の趣旨

近年、法令等で義務付けられている容器包装または当該容器包装に付されるラベル等への記載事項が増加しており、今後もその傾向が続くことが想定されます。一方で消費者ニーズの変化により飲料容器の小型化が進み表示可能なスペースが縮小傾向にあることなど、これら識別表示を取り巻く状況変化を踏まえ、スチール缶、アルミ缶、PET ボトルにおける識別マークのサイズを見直すこととしました。

※ただしプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の識別表示サイズは変更ありません。

②省令改正内容

飲料・酒類用スチール缶		改正前 ● 胴の外径が60mm未満 R: 円の外径 (17mm 以上) a: 円の切れ目の幅 (10mm 以内) w: 線の幅 (1mm 以上) 文字の大きさ: 14 ポイント以上 ● 胴の外径が60mm 以上 R: 円の外径 (20mm 以上) a: 円の切れ目の幅 (12mm 以内) w: 線の幅 (1mm 以上) 文字の大きさ: 16 ポイント以上	改正後【令和2年4月1日～】 ● 胴の外径の大きさを問わず、識別マークをプラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能 R: 円の外径 (6mm 以上) a: 円の切れ目の幅 (Rの3/5 以内) w: 線の幅 (0.6mm 以上) 文字の大きさ: 4 ポイント以上
飲料・酒類用アルミ缶		● 胴の外径が60mm未満 a: 一片の長さ (17mm 以上) b: 一片の切れ目の幅 (10mm 以内) w: 線の幅 (1mm 以上) o: 1つの角の大きさ (60°) 文字の大きさ: 14 ポイント以上 ● 胴の外径が60mm 以上 a: 一片の長さ (20mm 以上) b: 一片の切れ目の幅 (12mm 以内) w: 線の幅 (1mm 以上) o: 1つの角の大きさ (60°) 文字の大きさ: 16 ポイント以上	● 胴の外径の大きさを問わず、識別マークをプラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能 a: 一片の長さ (6mm 以上) b: 一片の切れ目の幅 (aの3/5 以内) w: 線の幅 (0.6mm 以上) o: 1つの角の大きさ (60°) 文字の大きさ: 4 ポイント以上



【1ℓ以上4ℓ未満】

a: 一辺の長さ (21mm 以上)
b: 一辺の切れ目の幅 (1.0mm 以上 1.5mm 未満)
w: 線の幅 (2.1mm 以上) o: 1つの角の大きさ (60°)
数字の大きさ: 20ポイント以上
文字の大きさ: 13ポイント以上

1. 容器への刻印

a: 一辺の長さ (8mm 以上)
b: 一辺の切れ目の幅 (0.3mm 以上 0.8mm 未満)
w: 線の幅 (0.7mm 以上)
o: 1つの角の大きさ (60°)
数字の大きさ: 7ポイント以上
文字の大きさ: 5ポイント以上

2. 容器への印刷またはラベルに貼る表示

【150 ml 以上 1 ℓ 未満】

a: 一辺の長さ (15mm 以上)
b: 一辺の切れ目の幅 (0.7mm 以上 1.1mm 未満)
w: 線の幅 (1.4mm 以上) o: 1つの角の大きさ (60°)
数字の大きさ: 13ポイント以上
文字の大きさ: 9ポイント以上

【4ℓ 以上】

a: 一辺の長さ (28mm 以上)
b: 一辺の切れ目の幅 (1.5mm 以上 2.0mm 未満)
w: 線の幅 (2.8mm 以上) o: 1つの角の大きさ (60°)
数字の大きさ: 26ポイント以上
文字の大きさ: 17ポイント以上

●PET ボトルの内容積を問わず、識別マークをプラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能

●容器への刻印サイズは変更なし

1. 容器への刻印

容器への刻印サイズは変更なし

2. 容器への印刷またはラベルによる表示

内容積を問わず、識別マークをプラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能

【150 ml 以上】

a: 一辺の長さ (6mm 以上)
b: 一辺の切れ目の幅 (0.2mm 以上 a の 1/14 未満)
w: 線の幅 (0.5mm 以上)
o: 1つの角の大きさ (60°)
数字の大きさ: 5ポイント以上
文字の大きさ: 4ポイント以上

【150 ml 未満】表示を推奨

ラベルの変更について

改正前のリサイクルマークの大きさであっても改正後のルール (一辺 6mm 以上) を満たしますので、引き続き使用できます。

変更点2

PET ボトルについては、外装単位の販売に限り、外装に表示するときは、個別容器への表示を省略することが可能になりました。

①省令改正の趣旨

廃棄物の削減をより効果的に促進する観点、加えて識別マークを表示したタックシール等を消費者がはがし分別する手間を省くとともに不純物除去に寄与する観点から、より一層のリデュース・リサイクルを促進するため、外装に表示する際の個別容器への表示を簡略化することとしました。これにより、一部飲料メーカーで通信販売 (箱売り) において既に取組が進められているタックシール等についても省略が可能となります。

②省令改正内容

改正前

飲料、酒類、特定調味料が充てんされた個別のPET ボトル容器に次の2点識別マークによる表示が必要です。

- ・容器の底部または側部に一か所以上の刻印
- ・容器の側部に一か所以上印刷またはラベルによる表示

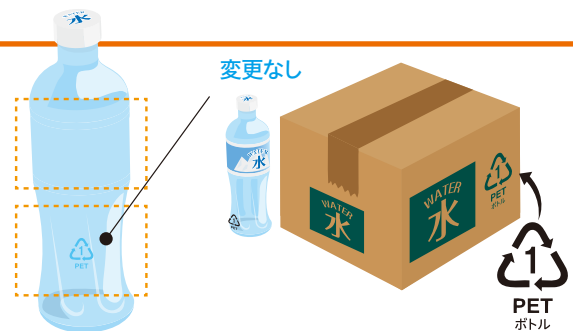


改正後【令和2年4月1日～】

下記条件を満たす場合、個別のPET ボトル容器への印刷またはラベルによる識別マークを省略可能 (通信販売等を想定)

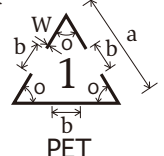
- ・個別容器の底部または側部に一か所以上刻印 (本条件は改正前と同じ)
- ・全ての流通段階において外装 (段ボール、紙等またはこれらの複合の外装) のある販売単位により最終消費者に販売されるものである (バラ売りのものは対象ではない)
- ・外装に識別マークの刻印、印刷またはラベルによる表示があり、役割名 (例えば「ボトル」等) が併記されている。

個別容器への表示を省略する場合、外装には右記の様式により識別マークを表示する必要があります。



様式【外装への表示】本様式に役割名の併記が必要

a: 1辺の長さ (28mm 以上)
b: 1辺の切れ目の幅 (1.5mm 以上 2.0mm 未満)
w: 線の幅 (2.8mm 以上)
o: 1つの角の大きさ (60°)
数字の大きさ: 26ポイント以上
文字の大きさ: 17ポイント以上



識別表示の改正に関わる Q&A

Q1

PET ボトルに付随するプラスチック製のキャップの識別マーク（プラマーク）はこれまで通り必要ですか？

A

プラマーク、紙マークについては今回の省令改正での変更はありませんので、従来どおり表示が必要です。詳しい表示方法については、経済産業省ホームページでご確認ください。

Q1

改正前のサイズの識別マークを表示した容器包装は、使ってはいいのですか？

A

今回の改正はより小さなサイズまで縮小可能とするものであり、改正前の従来のサイズで表示している容器包装もこれまで通り活用いただけます。

識別表示について詳しく知りたい場合には

経済産業省ホームページ「識別表示の義務」

<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>

経済産業省 識別表示の義務

検索

